

津波発生時の避難確保計画

社会福祉法人打出福祉会打出打出保育園

2020年 7月 作成

1. 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律第71条の第1項に基づくものであり、本施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3. 計画の公表

作成した計画は下記の方法により利用者等へ公表する。

- 施設内における掲示
- 施設ホームページに掲載
- その他 ()

4. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 290名	昼間 46名	休日 0名	休日 0名
夜間 0名	夜間 0名		

【施設周辺の避難経路図】

津波発生時の避難先は、「津波ハザードマップ」、「地震ハザードマップ」、「ナゴヤ避難ガイド」、「津波災害警戒区域図」を確認し、以下の場所とする。

「津波ハザードマップ」

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/405-5-10-0-0-0-0-0-0.html>

「地震ハザードマップ」

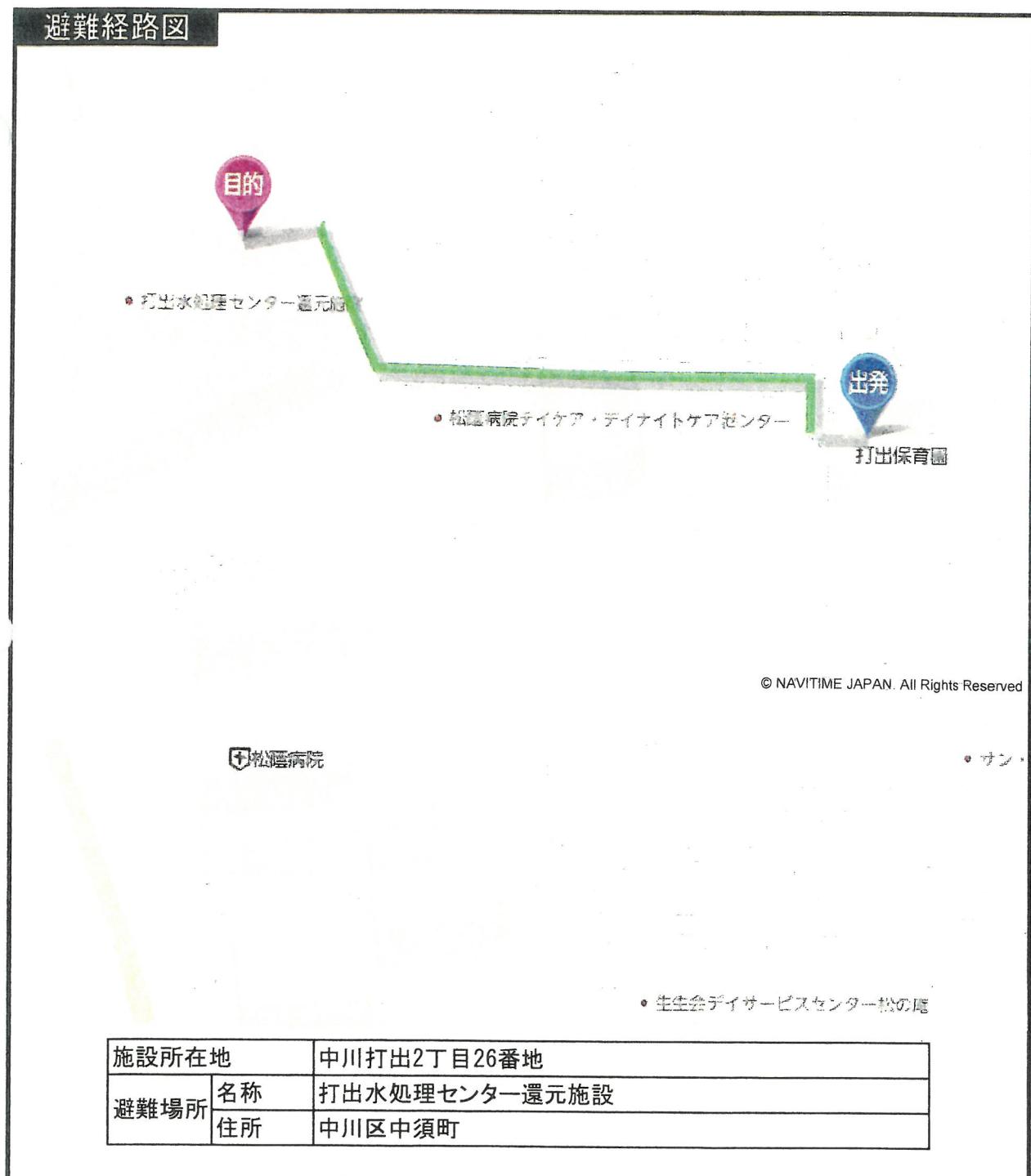
<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/405-5-9-0-0-0-0-0-0.html>

「ナゴヤ避難ガイド」

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/405-5-17-0-0-0-0-0-0.html>

「津波災害警戒区域」

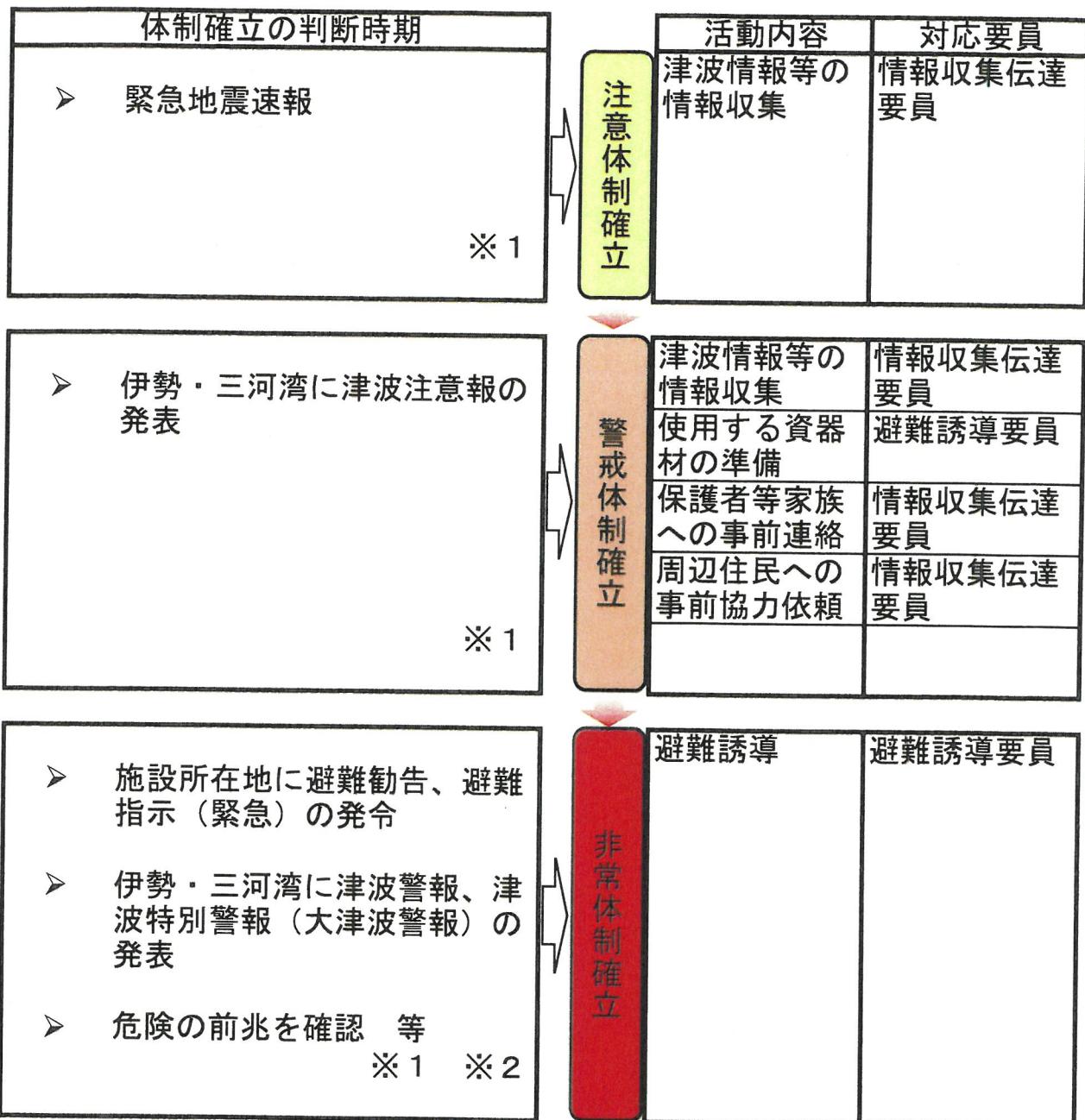
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/tsunamisaigai.html>



5. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下の通りとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】



表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

※1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された場合には、南海トラフ地震発生の可能性が通常よりも高まっていることを踏まえ、施設の状況に応じ、地震発生による津波等から利用者の安全を確保するための体制を確立することが重要である。

※2 強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市からの避難勧告等の発令や気象庁の津波警報等の発表前であっても、施設の被害状況や周辺状況などを踏まえ、自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが重要である。

6. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

■収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
津波情報	テレビ ラジオ インターネット ➢ 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/)
避難勧告 避難指示（緊急）	同報無線（防災スピーカー） 広報車等の広報等 テレビ・ラジオ 電子メール（きずなネット防災情報） SNS（フェイスブック、ツイッター） 名古屋市の避難情報に係る緊急速報メール インターネット ➢ 名古屋市サイト (http://www.city.nagoya.jp/)

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、施設周辺の道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

- ① 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、津波情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ② 名古屋市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

8. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	テレビ5台、ラジオ3器、タブレット端末1台、ファックス1台、携帯電話4台、携帯電話用バッテリー1個、乾電池20個、トランシーバー
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗1枚、携帯電話4台、携帯電話用バッテリー1個、拡声器1台、懐中電灯5台、乾電池20個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、寝具70人分、防寒具3人分、ガスボンベ15・コンロ4
利用者	おむつ50枚、おしりふき100枚
そのほか	ウェットティッシュ100枚、ゴミ袋100枚、タオル100枚

9. 防災教育及び避難訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

■防災に係る研修

毎年4月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年5月に全従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

■避難訓練

毎年9月に新規採用の従業員を対象に引き渡し訓練に関する訓練を実施する。毎年9月に全従業員及び利用者を対象に引き渡し訓練に関する訓練を実施する。

■避難訓練の実施報告

避難訓練を実施した場合には、津波地域づくり法71条第2項に基づき、実施結果を市町村長に報告する。

実施結果の報告は、「別紙2 津波避難訓練実施報告書」により行う。

7. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。

浸水想定区域外への避難が間に合わない場合には、避難場所への避難を原則とする。

ただし、津波の到達時間や利用者の健康状態等により避難場所への避難が困難な場合において、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがなく、想定浸水深（基準水位）よりも高い避難場所がある場合には、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	打出水処理センター還元施設	220m	徒歩-避難車
屋内安全確保	施設の屋上 ／2階建		